

ブロック塀、石塀等の除却及び撤去後のフェンス、生垣等の設置適用基準

※この内容で補助金を申請される方は、事前に建築住宅課にご相談ください。

### 対象となるもの

専用住宅に付属するもので、次の1から3のいずれかに該当するもの。ただし2の適用をする場合は1を要件とする。

1. 道路境界沿い※<sub>1</sub>の高さ※<sub>2</sub> 50cmを超える既存ブロック塀、石塀、門柱（塀の基礎及び土留めを含む）を撤去するもの。

2. 造り替えをする場合は、次の（ア）から（エ）全てに該当するもの

（ア）. 道路境界沿いに設置すること。

（イ）. 設置後は次の①から④のいずれかに該当すること。（併用は可能）

①生垣（樹種および植樹については、適正に管理できるものを選ぶこと。）

②フェンス、木柵等（例：図1）

③高さ1.2m以下のブロック塀、石塀（例：図2）

④土留め（高さ2.0mを超える場合は建築基準法による確認申請の手続きが必要です。）

（ブロック塀等の基礎は土留めを兼用しないように設置すること）（例：図3）

（ウ）. 土留め、ブロック塀、石塀、フェンス、木柵、生垣等は①から③の道路境界線を越境しない位置に設置すること。

①建築基準法第42条第2項による道路に面している場合は、道路の境界線とみなす線まで後退した位置

②建築基準法第43条ただし書き適用による協定等で定めた道の境界よりも後退した位置

③その他、各種法令に適合する位置

（エ）. 土留め、ブロック塀、石塀は構造上安全であること。

（仕様等も基準※<sub>3</sub>に適合していること。）

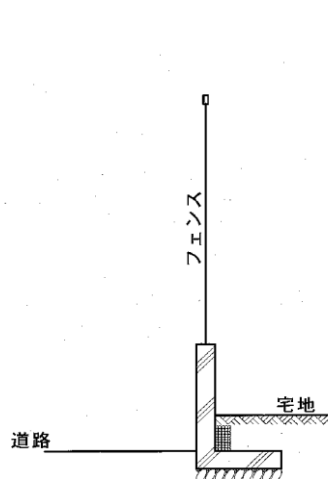
3. 既存の土留め、ブロック塀、石塀を基準※<sub>3</sub>に適合するように補強等を行うもの。

<※の解説>※<sub>1</sub> 原則、現況の道路境界線より1m以内の範囲をいう。

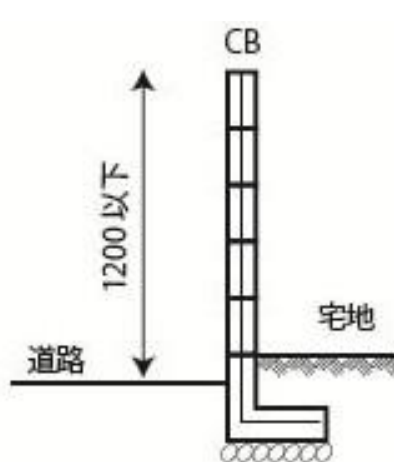
※<sub>2</sub> 原則、道路面からの高さをいう。

※<sub>3</sub> 基準については、建築住宅課にご相談をください。

（例：図1）



（例：図2）



（例：図3）

